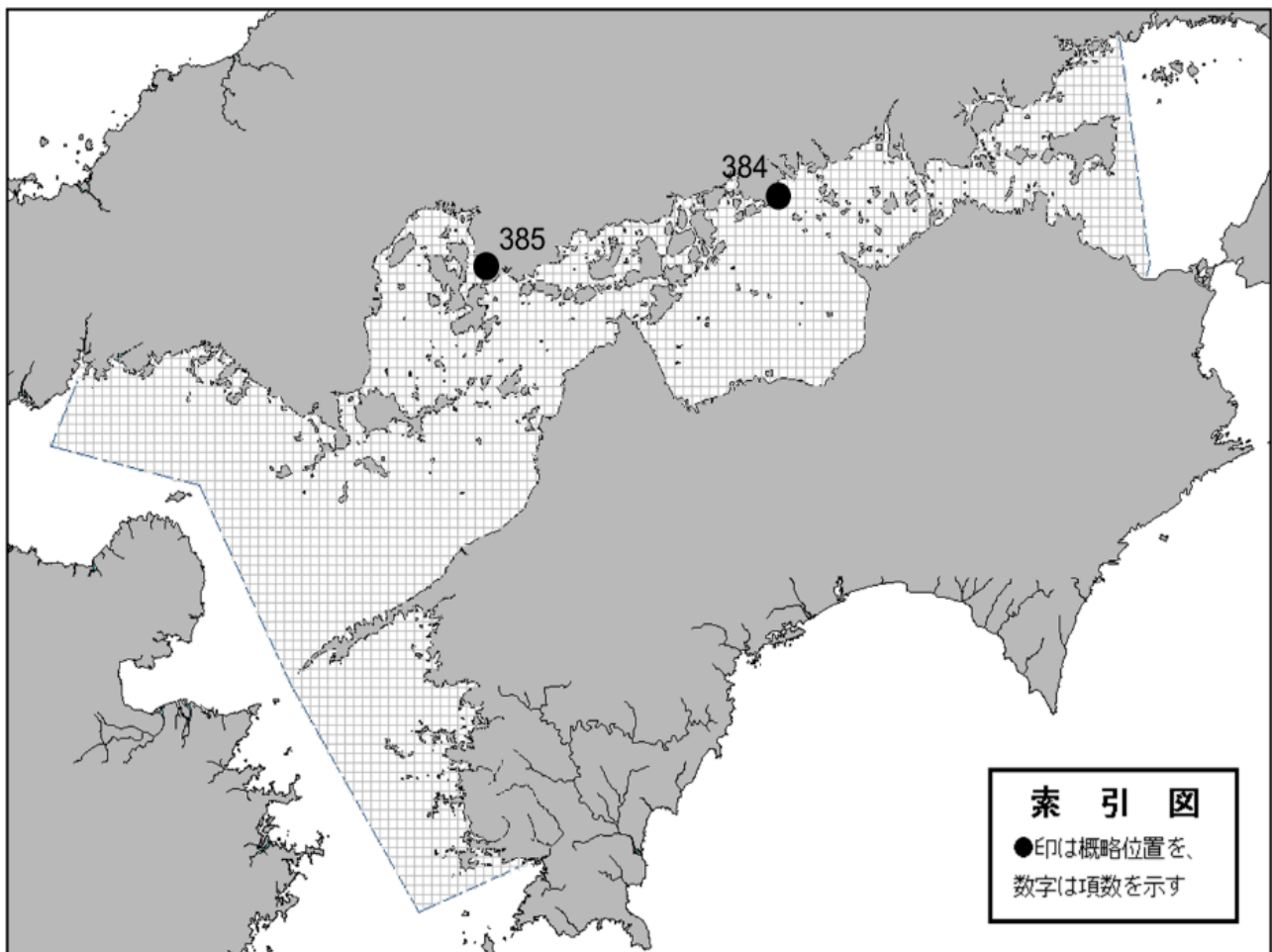


第六管区水路通報 第 39 号

令和8年10月16日

第六管区海上保安本部

- ・ 第 384項 瀬戸内海 - 福山港、仙酔島西方 簡易標識灯設置
- ・ 第 385項 瀬戸内海 - 呉港、呉区 海上訓練



◎ 令和6年3月29日から、年間を通して定例的に実施される小型船操縦訓練、ヨット等レース練習区域については、第六管区海上保安本部海洋情報部HPの下記インターネットアドレスにて掲載しています。

○ 小型船操縦訓練区域、ヨット等レース及び練習区域

<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/tuho/teirei/teirei.html>



◎ 水路測量の実施予定については、第六管区海上保安本部海洋情報部HPの下記インターネットアドレスにて掲載しています。

○ 水路測量公示

https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/kanri/koji_6kan.html



◎ この通報の位置情報は「世界測地系WGS-84」です。

◎ この通報はインターネット、RSSにて配信しています。

○ インターネット

<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/tuho/bkn.html>

○ RSS配信について

<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/tuho/RSS.html>

○ 令和7年29号より六管区水路通報の様式を変更しています。

目次の各項を選択すると各項の詳細を確認することができます。

◎ 航行警報もインターネットで入手できます。

<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/>

◎ 情報の通知について

航海上重要な事項（航路標識の異変、航路障害物の存在等）及び水路図誌の内容と相違する事柄に気付かれた方は、第六管区海上保安本部又は海上保安部署等に連絡をお願いいたします。

◎ 水路通報に関するお問い合わせは第六管区海上保安本部[電話(082)251-5111(内線2515)]まで。

★8年384項 瀬戸内海 ― 福山港、仙酔島西方 簡易標識灯設置

位置1 34-23-20.6N 133-22-56.7E
 位置2 34-23-20.4N 133-22-56.2E
 位置3 34-23-21.0N 133-22-55.8E
 備考 黄色灯(4秒1閃光)を設置
 海図 W1137-W1118
 出所 福山海上保安署



★8年385項 瀬戸内海 ― 呉港、呉区 海上訓練

期間 令和8年10月27日0930~1230
 区域 5地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域
 (1) 34-14-25N 132-32-42E(岸線角)
 (2) 34-14-15N 132-32-32E
 (3) 34-14-25N 132-32-17E
 (4) 34-14-41N 132-32-32E
 (5) 34-14-39N 132-32-36E(岸線角)
 備考 港湾関係者によるテロ対策合同訓練
 海図 W1109
 出所 呉海上保安部

